

下水道本管整備
(道路埋設工事)

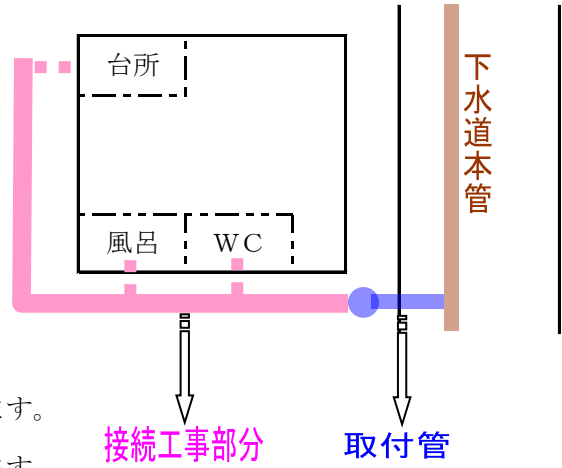
取付管までは「串間市」の方で本管工事と同時施工します。

各住宅排水管接続用
取付管整備
(住宅敷地埋設)

- ・ 宅内取付管設置申請書を提出していただきます。(書類は、工事業者が作成します)
- ・ 下水道本管整備後、受益者負担金が発生します。(詳しくは、別紙を参照して下さい。)

既設住宅排水管の
下水道への接続
(上記取付管への**接続工事**)

接続工事は「個人」が3年以内に行うようお願いしています。費用も個人負担です。手順は下記のとおりです。



接続工事手順

見積工事店選択

- ・ 別紙「串間市排水設備指定工事店名簿」の中から選択して下さい
- ※上記工事店以外の事業者では接続工事ができません。
- ・ 見積徴収は任意ですが、3社程度見積徴収することをお勧めします。

工事店決定

- ・ 別紙「串間市排水設備指定工事店名簿」の中から決定して下さい。

新設計画確認申請

- ・ これ以降の書類作成等は、全て指定工事店が行ってくれます。
- ※工事着手前1週間前までに申請書を提出

下水道担当課現地確認

- ・ 工事着手前に串間市下水道担当部局による現地確認を行います。(工事計画内容の審査)
- ※問題なければ申請者へ確認通知を行う

接続工事实施
(工事着手)

接続工事完了

- ・ 工事が完了したら、指定工事店が工事完了届及び使用開始届を提出。

工事完了届

- ※完了届提出後、14日以内に完了確認検査を実施します。

工事完了確認検査
(下水道担当による検査)

- ・ 現地検査を行います。
- ※不備がある場合は指定工事店に対し改善命令します。
- ・ 検査合格後、串間市より検査済み証(シール)を発行します。

下水道使用開始届

下水道使用開始

- ・ 届出月から起算して、2ヶ月後から下水道使用料が発生します。
- ※使用量は上水道のメーターを利用して算出し、料金請求も上水道と同時請求となります。